

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成18年3月14日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

3月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
議案第21号及び議案第22号の審査	2
質疑（南野委員、三宅委員、野口委員、森西委員）	
議案第25号の審査	10
質疑（三宅委員、南野委員、野口委員、森西委員）	
議案第28号所管分の審査	12
議案第26号の審査	12
補足説明（市長公室長）	
質疑（三宅委員、野口委員、森西委員）	
議案第27号の審査	22
質疑（野口委員）	
採決	22
閉会の宣告	23

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成18年3月14日(火) 午後1時 開会
午後2時45分 閉会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長	山本善信	副委員長	森西 正	委員	南野直司
委員	三好義治	委員	野口 博	委員	三宅秀明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	助役	小野吉孝
市長公室長	寺田正一	市長公室次長兼人事課長	中岡健二
政策推進課長	有山 泉	同課参事	山田雅也
総務部長	奥村良夫	同部次長兼納税課長	葭中 勉
総務防災課長	杉本正彦		
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長	杉浦 徹		
消防長	稲田晴彦		

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局次長代理 上 清隆

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成18年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成17年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第 5号 平成18年度摂津市財産区財産特別会計予算
議案第21号 摂津市国民保護対策本部及び摂津市緊急対処事態対策本部条例制定の件
議案第22号 摂津市国民保護協議会条例制定の件
議案第25号 摂津市災害対策推進条例制定の件
議案第28号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分(第2条第4号(市税に関する事務)に関する改正)
議案第26号 摂津市企業誘致条例制定の件
議案第27号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午後1時 開会)

○山本善信委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は、三宅委員を指名いたします。

議案第21号及び議案第22号の審査を行います。

本2件につきましては、補足説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 それでは、議案第22号の摂津市国民保護協議会条例制定の件でございますけれども、第2条の協議会の委員の定数は、30人以内とするとありますけれども、この30人の方はどのような立場の人を対象にされるか、人選されるのか、この点お聞かせください。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 委員のどのような方であるかということでございますけれども、これ法律によって1号から8号までおおむね委員が決まっております。具体的に申しますと、近畿農政局の事務所長でありますとか、大阪府の三島地域の防災室長でありますとか、外部の方です。4号、5号、6号は市の職員で、助役以下教育長、市長公室長ということになっております。7号、8号の委員の中で、市内で事業を行われている方ということで、JR西日本でありますとか、郵便局の局長さんでありますとか、関西電力の所長さんでありますとか、こういった方が7号委員。8号では、市内の医師会、消防団等のボランティアに近いような形をされている方というようなことが主に規定されております。

あと、1つ飛びましたけれども、2号委員として自衛隊の方ということになるかと思えます。

○山本善信委員長 ほかにございません

か。

三宅委員。

○三宅委員 それでは、まず議案第21号、摂津市国民保護対策本部及び摂津市緊急対処事態対策本部条例制定の件、こちらの方で質問をさせていただきます。

こちらの条例の第2条に、国民保護対策本部長の規定、そして第2条第2項に、副本部長の規定がございますが、こちらの方、本部長に事故があったときは、やはりこちらの副本部長が本部長の代行を務めるという内容を含んでいると解釈してよろしいのでしょうか。まず、この点をお伺いします。

続きまして、議案第22号、摂津市国民保護協議会条例制定の件、こちらで質問をさせていただきます。

先ほど南野委員も触れておられましたが、協議会の委員の定数は30人以内ということではありますが、こちらはなぜ30人なのかという点を1つお聞かせください。

また、第2条第2項に専門委員の規定がございますが、こちらの専門委員はやはり会長が指名、もしくは委嘱されるということよろしいのでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 はじめの方ですね、代行の件ですけれども、おっしゃるとおりで本部長に事故があるときには副本部長がということになります。これはそのとおりでございます。

協議会の方の委員の件でございますけれども、まず30人とはどういうことかということでございますけれども、都道府県等においては、おおむね70名程度ということが、一定の基準が示されております。市町村につきましては、おおむね30名程度という、これも一定基準がはっきり

明確に決まっているというよりも、おおむねこの程度ではどうかという国等でお示しいただいた分がございまして、それに準じたということでございます。

専門委員につきましては、これはこの条例の制定のもとになっておりますのが国の標準条例のようなのがあるんですけども、この中で専門委員ということで、一応載せております。専門委員についてはどういうものかと言いますと、特殊性のあるものというふうに、非常に技術を要する、知識を要するというので、例えば大阪府とか、都道府県でありましたら例えば原子力関係でありますとか、こういったことの技術的なものがある方を専門委員に選定するということになっております。これはもちろん市長の方で任命をいただくということになりますけども。申し添えますけども、専門委員につきましては一応条例上の規定を置いております。ただ、本市の場合、そこまでの専門性のあるものが今現在いるかどうかということになりますと、ちょっと設置自体は必要性が今のところないのではないかと考えまして、附則の方で改正しております非常勤特別職の報酬のところには、国民保護協議会委員のみに対していただいて、専門委員については当面設置しない方向でありますので、それを記述しておりませんので、申し添えておきます。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 本部長の代行の件については理解いたしました。ありがとうございます。

そして、こちら国民保護協議会の方でございましてけれども、この30人、今、お示しいただきましたけれども、他の市町村の制定されます人数等、こちらの方も勘案されつつ、今後弾力的な運用がな

されることを要望いたします。

また、報酬、非常勤特別職の報酬が規定されておりますが、先ほどお示しになられたように、こちらの委員の方には当該市町村の職員も任命されることがあるとのことでございまして、こちらの当該市町村の職員が任命されて、勤務時間中に協議会の方へ出席された場合の報酬は支給されるおつもりか、また支給はされないおつもりか、こちらの方だけ最後にお伺いさせていただきます。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 報酬の件ですけども、我々職員がやる分は、これ業務でありますから、当然、二重にお金を支払うということにはございません。また、他の公共機関の方にも委員として依頼することになると思っておりますけど、ほとんどの場合が、そういうので報酬を受け取られるということはありませんので、大阪府あたりでも辞退ということになります。

ですから、報酬をお支払するのは主に、市内の団体の長でありますとか、そういった方のみということになるかと思っております。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 ちょっと報酬の部分で、もう少し付け加えたいと思っております。

1つは、我々8時45分から5時15分まで勤務をします。その分はもちろん給料が出ております。その時間内に、いわゆるこういう会議で報酬が出た場合には、これをもし出しますと重複支給ということになりますので、我々は重複支給禁止規定がございまして、出せないというのが正しい表現かと思っております。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 ご説明ありがとうございます。

現在、公務員、こちらの方には厳しい視線が注がれておりますけれども、この

両対策本部であるとか、保護協議会は住民の福祉に資するという市役所の存立基盤からして備えるという意味では重要な点かと思えますので、真摯な対応をお願いいたします。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

野口委員。

○野口委員 代表質問でも基本的なところだけご質問させていただいたんですが、条例の審査ということですので、2つの角度から質問させていただきたいと思うんです。

1つは、国民保護計画と緊急事態、保護対策本部の設置に関係する今回の条例制定の提案でありますけれども、その背景について、きちんと受けとめていただいて、大もとのところで自治体としてどういう姿勢で臨むのかという問題が1つであります。

もう一つは、今、論議をされておりました具体的に、この保護計画なり対策本部、緊急事態本部を具体的に進める作業の中で何を基本にして進めるかという2つの問題です。

最初の点でありますけれども、代表質問でも申し上げましたように、この2つの条例制定の背景についてまず申し上げたいと思うんです。

今から3年前に、国会で武力攻撃事態法が通りまして、これを受けて、その翌年の2年前に、いわゆる有事関連7法案が可決をされ、その中で、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法が通りました。これを受けて都道府県及び全国の市町村が今回提案の方向で、随時、具体化を進めるという流れで、今回来ているわけです。

昨日もいろいろ災害防災対策問題で、いろんな質疑もありましたけれども、そ

うした災害対策とは基本的に性格が違いまして、結論で言いますと、アメリカが世界各地で起こす戦争に自衛隊も、日本国民も一緒に参戦できる計画であるということが大きな問題であります。

少し紹介しますと、国会の3年前の論議で、どういう事態かというところについて、いろいろ架空の論議もされているのですけれども、おおむねどういう事態かと言いますと、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態ということで、この日本が攻められる、そういう可能性がない場合でも、アメリカが他国で軍事行動、戦争を起こした場合に、その結果、日本にも影響があると、こういう予測をした場合、有事だということで、こういう計画が発動されるということになります。

過去、そういう緊急事態が起きるかどうかという可能性問題について、日本政府はこういうふうに言っています。昔、福田赳夫元総理時代の答弁が政府の基本的な公式見解でありますけれども、武力攻撃を受けるのは、万万万分の1だろうと、これが今の政府の公式見解であります。

その中で、関連してみますと、結局、最初申し上げたように、こういう事態というのはアメリカが他国で軍事行動、戦争を起こした場合しか想定されないわけです。ということは、戦争を応援する体制をつくるということになります。

災害対策の問題と関連して考えますと、将来、災害演習みたいに、今防災演習、災害演習やっていますけれども、そうした4つの緊急事態を想定していますけれども、その中で例えば大阪湾に地上部隊が上陸した場合ということを想定して、では摂津でどういう演習をするのかと。避難、復旧、救援、具体的にどうするかということになるかと思うんですけれども、そういう点では、攻め込まれる点で

見ますと、アメリカが世界で起こす戦争しかないわけです。

結局、この問題について架空の論議になりますので、地方議会の場でなかなかなじまない論議になるんですけれども、結論的に言いますと、今度の保護計画については、日常的に戦時体制、有事を意識した生活をさせていくという、こういう大きな流れになっていくのではないかと大変心配しています。

この問題で、大阪府は1月20日に大阪府の国民保護計画を決定しています。府議会でも我が党の議員がいろいろ論議もしているわけですが、こういう緊急事態について、まともな答弁を担当理事の方もされていないと。どういう事態かということと言いますと、地上部隊が上陸して攻撃を加えた場合、ゲリラや特殊部隊による攻撃を受けた場合、航空機による攻撃を受けた場合、弾道ミサイルによる攻撃を受けた場合とか、4つの緊急事態を想定して、事が発生した場合にどう対応するかというのが今回の計画なんです。

こういうことについても、どういう事態かという質問をしても、まともな答弁が府議会でも返ってきていないと。私も最大の国民保護は、戦争を回避することとっております。だから、本来ならば攻め込まれて、こういう緊急事態が想定されるから、発生した場合にどう対応しますかではなくて、いかに戦争を起こさせないのかと。そのために政府とか地方自治体一緒になって事を進めていくと。これが本来の国民保護計画であるはずなんです。しかし、逆行した形で、今回、法定受託事務としておりてきています。

そういう点で、この計画の背景についてきちっと受けとめていただいて、政府

が戦争を起こさないという、そういう平和戦略の方向で、事を進めていくべきだということ、いつも認識して取り組んでいただきたいということで、ご意見だけ申し上げておきます。

2つ目は、具体的な問題であります。

今回、条例だけ提案をされておりますけれども、今、国民保護協議会の委員30人という数字なども論議されましたけれども、例えば法定受託事務であったとしても、この計画をつくらないということもあり得る話だと思っております。

その前提として、まず国民保護協議会の人選であります。今、るる説明がありましたけれども、1つは住民参加を徹底できないかということです。そういう裁量が地方自治体にあるのかどうかわかりませんが、公募方式を含めて、広く住民参加を保障すると、人選に当たって。これ1つです。

保護計画策定に当たってですけれども、この住民に対する情報を公開し、意見を述べる場を設けると。地方議会でも、事前、事後の審議をきちっと保障すると。中間報告も含めて、議会として意見を述べる場を設けると。

3つ目には、保護計画策定に当たって、教育機関だとか、生徒・児童をこの計画に組み込めないこと。

4つ目には、いつも論議になりますけど、保護計画や危機管理のための体制の中に、自衛隊とか、自衛隊OBの採用の問題いつも論議になります。本来、自衛隊などは戦争するための訓練を日々やっている部隊であります。昔、東京にいたときには自衛隊のOBの方、友達おりましたけれども、いろいろ自衛隊法見させていただいて、いわゆる人を殺傷する訓練を日々やっておるとというのが最大の目的の部隊です。この間、いろいろな災害

がありますから、出勤していただいて大きな役割も果たしてもらっているのも事実であります。

しかし、本来の国民保護からすれば、想定される、そういう危機的な状況を見ますと、それは架空の話であって、目的はそういう平時の戦時体制をつくることが最大の目的でありますから、それで見ますと、市町村の国民保護計画や体制の中に、自衛隊や自衛隊のOBは要らないということもあり得る話だと思っておりますけれども、その点が法定受託事務でありますけれども、どのように見たらいいのか。

次に、個人情報の関係であります。住民基本台帳ネットワークをはじめとして、自治体が持つておる情報の軍事利用、これは行わないということも大事だと思っておりますけれども、以上、そうした具体的な問題について、現時点でどう考えたらいいのか、お答えいただきたいと思っております。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 まず、協議会委員の任命の件でございます。協議会委員の任命につきましては、国民保護のための措置に、知識または経験を有する者ということで、先ほども申しました、消防団長でありますとか、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員等々、医師会でありますとかを予定しております、特に一般公募するという形では予定はしておりませんが、できるだけ広い市内諸団体、広い団体の範囲で人選を進めてまいりたいと考えております。

次に、情報公開でありますけれども、国民保護計画の作成におきましては、当然議会へも一定のご報告はさせていただくつもりをしておりますが、それ以前としまして、やはり市民の意見の反映ということが大事かと思っておりますので、パブリッ

クコメントでありますとか、そういった手法を使って進めてまいりたいと考えておりますが、具体的には今回のこの条例の、あと設置されます国民保護協議会の中で論議を深めてまいりたいと考えております。

3番の生徒・児童を組み込まないことということであったかと思っております。どういふことで組み込まないかということとは非常に難しいんですけども、例えば、学校組織単位で避難訓練をするとか、そういったことまでは当然考えておりません。むしろ、子どもにそういう武力云々という教育をするということでもないかと思うんですけども。ただ、地域の避難ということであれば、地域全体でということ当然、そこに児童・生徒はその一員でありますので、そういう意味ではご協力いただくこともあろうかと思っております。

それと、自衛官の国民保護協議会委員の任命の件でございます。国民保護法で申しますと、市町村は自衛隊に対して避難住民の避難を誘導することを要請するというようなことが書いてございます。こういったことを考えますと、あらかじめ関係市町村とその避難については、自衛隊との協議というのは当然あってしかるべきかと考えておりますので、本市といたしましては、自衛隊の連携ということも含めまして、協議会委員に自衛隊の方をお願いしたいと考えております。

個人情報の軍事的利用ということかと思っております。当然、個人情報の保護条例でありますとか、そういった法律にのっとって、適切に対処をさせていただくかということになるかと思っております。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 国民保護法の分、それぞれの国、都道府県、市町村、それぞ

れ役割がございます。国民保護法の方で、避難、救援、武力攻撃災害への対処という3つの区分がございます。市町村に与えられています役割なんですけど、例えば避難ということにいきますと、国やあるいは都道府県の方は警報の発令ということになるんですけど、実質的には市町村が警報、サイレン等を使って、実際に要は伝達をする。そういう一番市民に直結した立場の中で、どういうふうに避難をし、あるいはどういうふうに救援するかがということが主眼というふうになっております。

そういう意味からいたしますと、それぞれ災害対策の分の地域防災計画と似通った点がございます。そういう分が法定受託事務、それから固有事務という区分の違いがあったといたしましても、通常、今まで自主防災訓練なんかで、各家庭から学校の方に避難訓練から始まって、自主防災訓練をやっていただいています。そういうような訓練もやはり当然、こういう武力攻撃の場合についても有効な手段というふうに思っておりますので、あえて別々の訓練をするというようなことは、今のところは考えておりません。地域の自然災害の訓練、それを武力攻撃に置きかえれば、それなりの訓練ができていくのかなというふうには思っております。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 先般、いわゆる国が決めた政策方針に対して、住民投票で、岩国市、ご承知のとおり米軍再編に対する「ノー」とのそういう判断が住民投票によって下されていますけども、先ほど申し上げたように、この国民保護の最大の仕事は戦争を起こさせないということが最大の保障になります。

今、部長の方は、通常今行っている災

害演習を、保護計画で言われている4つの緊急事態にあわせてやられるのではないかという形の答弁をされたわけでありましてけれども、最初述べていますように、政府の公式見解だとか、国会論戦を踏まえても、日本が戦争を起こすのではなくて、アメリカが他国で起こす戦争の関係で、想定されるという、想定の話なんです。そういう可能性はないという前提で、4つの緊急事態が想定されて、だから大阪府議会でも、まともな答弁ができないということになってくるわけです。

最大の目的は、平時から戦争体制、有事の体制をつくるということが最大の目的になるわけでありましてから、鳥取県では、いろいろ検討したら、結局全住民が事が発生するために、一緒くたに避難するための計画をつくらなければ何事も対応できないという、そういう結論を出して、いろいろそういう方向で論議がされたようでありましてけれども、その上で、国民保護協議会の人選問題ですけども、市民的には各団体の代表という話がありました。いろいろそういう人選の方法もだめとは言っていないし、しかし、いろんな物事にも今の動きの中では、多くの方々が関心を持っている方々が公募枠ということで入っていただいて、それも含めて、物事を行政進めていくということも今の流れとしてありうる話でありますし、そういう点では行政側が枠を決めるのではなくて、自由に参加できるという点で、2名なり3名ぐらいは、そういう公募枠をつくっていただきたいと思うわけですけども、改めてどうでしょうか。

国民への情報公開の問題ですけども、パブリックコメントでやっていくんだというお話なんですけれども、この間の障害者の計画だとか、幾つかやっています

けれども、結局計画そのものが結果についてご意見をいただきたいということでやっていますから、そのまとまったご意見を述べる、もともとのそういう資料が、そこにまず見なければ、見ていろいろお聞きしなければ、物事を言えないという、そういう中途半端な形でパブリックコメントを求めているという状態が現在だと思ふんです。

そうではなくて、一定、中間ごとに物事を決めたら、それに対して自由に集まっていたいただいて説明すると。議会もそうありますけれども、そういう意味でも説明責任をしながら、きちんと策定をしていくということを申し上げているわけですが、その点の進め方について改めてどうお考えなのか、教えていただきたいと思ふます。

児童・生徒の問題と申し上げているのは、いろいろ見方があろうかと思ふんですけれども、要はこの計画が戦争を前面に据えた想定のもとに訓練を行うということであり、日本の今の教育は、子どもたちを二度と戦争に、銃を向けないと、持たないということを1つの大きな基本点にして、戦後の教育も出発していますので、そういう基本点からしても、こういう計画はなじまない。だから、災害対策は当然そうであり、この国民保護計画に基づく演習の中ではなじまない、そういうものだと思いますので、そういう趣旨から言っていますので、きちっと分けていただいて、対応をお願いしたいと思ふます。

自衛隊の問題です。いろいろ専門家ですから、最近では災害問題でもいろいろ訓練されていますから、当然大きな役割を果たしていると思っております。それで、法定受託事務との関係で、自衛隊、また自衛隊OBをこの保護協議会の委員だと

か、緊急対策本部などに採用を絡めなくても、別に問題ないのかということをお答えいただけませんか。

最後の情報の問題ですけれども、適切に対処という言葉が使われましたけれども、いわゆる軍事利用には使わせないということなんでしょうか。ちょっと厳密にお答えいただきたいと思ふます。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 まず、1番目の委員の公募の件でありますけれども、ほとんど1号から7号までの委員というのは、ほとんど専門的なのか、行政であるとか、各事業所、関西電力とか、阪急電鉄であるとかそういったところで、第8号委員のところはどうかということになるかと思ふますけれども。今のところは先ほど申しましたように、国民保護、またそういう地域事情等をご存じの方ということであろうかと思ふますので、一定の知識、経験を有する方ということになるかと思ふますので、公募でなしに、先ほど申しました形で進めたいと思っております。

パブリックコメントが結果に対して出ているということでございますが、パブリックコメント自体の成熟度の問題もあろうかと思ふますけれども、この国民保護の場合の計画につきましては、特に国でありますとか、府でありますとか、一定の計画が既に作成されております。それプラス大阪府下市町村全体で、摂津市だけが全然変わった計画ということにもまいませんので、一定の枠ははまっていると思っております。

その中でのパブリックコメントですので、委員おっしゃられるように1からつくり上げていけるときに聞けるというようにすることはならないかと思ふますけれども、できるだけ議会に対しても概略につ

いても報告をしながら、またパブリックコメントの時期についても検討してまいりたいと考えております。

4番、法定受託事務との関係で自衛隊をとということなんですけれども、これも先ほど申しましたように、自衛隊の方の持っておられる国民保護法の関係で、自衛隊の役割が規定されております以上、やはりこういった連絡を密にしないといけないのではないかと考えております。

また、我々自身も、その戦争というものに対して具体的なイメージを持っているわけではありませんけれども、市民の財産、生命ということ、いかに素早く避難させるかということを考えるときに、最善の方法は何かということの中で、自衛隊の方にもご協力いただくと考えたいと考えております。

情報につきましては、我々、今、個人情報保護ということ、災害の方でもそうなんですけれども、災害弱者の方の情報でさえ、なかなか本人の同意がないと得られないということが、過剰に反応して、災害時に本当にうまくそういう弱者の方を避難できるのかという状態もございまして、ですから、使う、使わないということで、やっぱり個人情報保護法は、帰結するのは個人の意思であるかと思っておりますので、その辺には十分配慮をした上で、こういう協議会の計画等もくつつてまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 なかなか、いいご答弁が返ってこないんですけれども、最近、国と地方自治との関係で言いますと、いろんな形で国は方針を出すけれども、お金は出さないとか、今の国全体をめぐる憲法を変える動き、変えない動きの中で、数年前までは想定されなかったきな臭い動きも絡まって出ているという中での1つの

問題であります。そういう性格の問題でもありますし、改めて地方自治体として、憲法を守るという立場がどういうものかと。1つが派生する問題として、その立場からどう対応するのかということ、ぜひ認識しながら、一定の方向を行政として進めていただきたいと。

具体的な問題は、先ほど質問させてもらっていますけれども、市民参加を広く保障するという問題では、この8号委員の中にそういう可能性があるというお話でありますけれども、しかし公募はしないということではありますが、ぜひ、もう一度検討していただいて、いろんな審議会でもその評価の仕方はあろうかと思っておりますけれども、それは別にしまして、公募枠はちゃんと設けるとというのが、今の時代の基本でありますから、そういう方向でぜひ検討をしていただきたいということで、強く申し上げておきます。

それと、情報公開については、時期も考えるという話であると思っておりますので、期待しておきたいと思っております。

最後の、個人情報の軍事利用問題については、ちょっときちっとしたご答弁ではないわけなんですけれども、今の個人情報保護条例だとか、その辺の軍事利用との関係で、有事の際にどうなるのかわかりませんが、現時点ではきちっとしないという言明はすべきだと思いますけれども、その点、お願いして質問を終わりたいと思っております。答弁結構です。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 ちょっと先ほど答弁の中で、十分意を尽くしていなかったと思っておりますので、再度答弁させていただきたいと思っております。

野口委員がおっしゃられましたように、戦争を起こさせない方向、これは全く同感というふうに考えております。我々は

国民保護法で、もし万が一そういう事態になったときに、市役所としてどういうふうな役割を果たすのだというところから、我々はこの条例をつくっております。それぞれ国、地方で役割分担がございます。それぞれ役割分担の中にも、例えば衛生費とか、あるいは学校教育、社会教育、これらについては、市町村の歳出の方が多くなっております。ただし、国の方が100%歳出しておりますのは、防衛費と年金でございます。これらについては、国の専管事項というふうに我々は思っております。

そんな中で、ご指摘ありましたように、国の方が勝手に法令をつくって、市町村の方に持ってくるということも、ご指摘あると思いますけれども、実質的には我々は市民の側に立って、市民の身体、安全、財産をどう守るのか、これの視点で我々は進めておりますので、国民をあるいは市民を戦争に駆り立てるような、こんなことは決して思っておりませんので、これだけは十分意を尽くして申し上げたいと思っております。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

森西委員。

○森西委員 それでは、本部長並びに協議会の会長ですけれども、それは摂津市長がなるという形になるのか、市長以外の方がその立場になられるのかということと、それと協議会の開催ですけれども、これは緊急事態が生じたときに開催をするのか、それ以前に日常に協議会というのは開催をされていくのか、お聞かせいただけますか。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 国民保護協議会につきましては、会長は市長ということに決まっておりますので、市長がさせてい

ただくということになると思います。

保護協議会につきましては、これは国民保護計画をつくったり、また修正するときに審議をいただく場ということですので、これは4月に入りましたら委員さんを決めさせていただいて審議をしていただいて、18年度中に摂津市版の国民保護計画をつくるという段取りになるかと思えます。

つけ加えさせていただいて、保護対策本部でありますとか、緊急対処事態対策本部でありますとか、こういったものが先ほど森西委員言われましたように、何か事あるごとに本部として設置するとうものになるかと思えます。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第25号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅委員 この災害対策推進条例の第5条、市民は、災害を防止するための云々とありまして、第5条第1項第1号、所有する建築物その他の工作物という表現がございますけれども、こちらは私が今年の10月の総務常任委員会におきまして、火災予防条例の改正で質問させていただいた趣旨と同じく、建築物に関しては所有のみならず、管理もしくは占有という形式も考えられますので、この所有というみの規定では不十分かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 お答えいたします。

建築物の耐震性でありますとか、そういったことかと思うんですけれども、もちろん所有されている方が一義的に責任

を持たれるというのはそうではないかな
と思っております。ただ、我々イメージ
しておりますのは、この条例上ではそう
いう書き方をいたしておりますけれども、
個々の自助の部分で、みずからのことは
みずから守っていただくという言い方で
すけれども、中ではそういう理念を述べ
させていただいたということでございま
して、言葉足らずであれば、それはお詫
びいたしますけれども、そういう意味合
いを持たせて、この条例の文面にさせて
いただいたということでご理解いただ
ければと考えております。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 ただいまのご答弁いただき
まして、確かに本条例及びこの規定は努
力規定の意味を持つものが多いかと存じ
ますが、確かに自助、共助、そして公助
という趣旨からすれば、それは当然かな
と思えます。

しかし、現在、恐らく阪神大震災以降、
耐震の補強診断等はなかなか進んでお
らない現状かと思っておりますので、積極的な対
策の方もとっていただきたいと、これは
要望として申し上げておきますので、よ
ろしくお願いします。

○山本善信委員長 ほかにございませ
んか。

南野委員。

○南野委員 それでは、私の方からは2
点お聞きしたいんですけども、まず1点
目ですけれども、第10条、市は、ボラ
ンティアによる被災者に対する支援活動
が円滑に行われるよう環境の整備に努め
るものとするとのあります。この環境の整
備という部分、これは人材のことを言わ
れているのか、また例えば施設の、公民
館あるいは集会所等の施設のことをこ
こでは言われておられるのか、この点に
ついて説明をしていただきたいと思います。

もう一点は、第13条の2項、市は、
災害時における適切な応急医療を実施す
るための整備及び機能の整備に努めるも
のとするとのあります。応急医療を実施す
るための設備とありますけれども、これ
は例えば市内の病院とか、また提携して
いかれるのか。その辺の具体的にどう
いう方向性で、この点考えておられるのか、
この2点についてお聞かせください。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 ボランティアの件
でございます。昨日の予算の方のとき
にも申し上げたんですけども、なかなか
まだNPOですか、そういった民間ボラ
ンティア団体と市との災害時における協
力関係というのはなかなかできていない
というのが実情でございます。

いざ事が起こればそれなりに組み立
ていくんでしょうけれども、スムーズな
受け入れとスムーズな配置というのは非
常に大事ではないかなと考えております。

施設的なものというのはなかなかふだ
ん使いませんので、使用されることのな
いものですので、難しいかとは思いま
すけれども、社会福祉協議会であります
とか、そういう日々ボランティアと接し
ておられる、市の外郭の組織もござい
ますので、そういったところと協議しな
がら、できましたら我々としても、そのボ
ランティアの方が災害時に活動して
いただける意識をお願いできるような
体制づくりを考えまして、第10条とい
うのは策定をお願いしているというこ
とでございます。

第13条第2項でございますけれども、
災害時における適切な応急医療の実施
ということで、大きく申しましたら救
急医療、医師とか病院とか、こうい
ったこと、また保健センターの機能
をどう拡充するかということは今後
考えないといけない

ことだと思えます。

保健福祉部なんかでも今後協議はしますし、ことしの地域防災計画の見直しの中でも1つのテーマとして考えればいいというよりも、進めていきたいと我々は防災の担当課としてお願いしていきたいと考えております。

また、本年であればAEDの設置というのも、こういうのも応急医療の1つかなと思えますので、そういった災害時は当然、けがだとか、そういうことはつき物でございますので、これに対するできるだけ事前の準備ができる、対応できる体制への目標を持ってやろうではないかということで、13条2項については文言を加えさせていただいていることかと思えます。

○山本善信委員長 南野委員。

○南野委員 ありがとうございます。今後、具体的に取り組んでいかれると認識いたしますが、いずれにしても市民の皆さんが安心して暮らせるために、災害対策の推進をよろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

野口委員。

○野口委員 質問ではありませんけれども、一言申し上げて終わりたいと思うんですが、昨日の一般会計の議案の審査の中でもるる論議もされましたけれども、これまでの本市の防災、災害対策の到達点を踏まえて、今後、より総合的、計画的に進めていくための基本的な条例という位置づけでありますので、いろんな問題もありますけれども、科学的な分析も含めて、本市での防災に強いまちづくりがきちんと進めていただけるように頑張っていただきたいということを申し上げておきます。

○山本善信委員長 ほかにございません

か。

森西委員。

○森西委員 意見だけですけれども、今、自主防災組織は12小学校区で10であると。残り2がまだできていないということでもありますから、この条例が施行されて、災害対策の推進ですので、これは推し進めていくということでもありますから、今までは自主的に組織が成り立っていくというような立場であったかと思うんですが、これからは自主防災組織を行政として前面に立って推し進めていくというような立場でいち早く、12小学校区すべてに自主防災組織ができるように、これは要望としたいと思えますので、これは強くお願いいたします。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時49分 休憩)

(午後1時50分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

議案第28号所管分の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時51分 休憩)

(午後1時52分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

議案第26号の審査を行います。補足説明を求めます。

市長公室長。

○寺田市長公室長 それでは、ただいまから議案第26号、摂津市企業誘致条例

制定の件につきまして、補足説明を申し上げます。条文に沿ってご説明を申し上げます。

第1条では、条例設置の目的を、第2条では、この条例による奨励措置と対象とする事業者を定義いたしております。

第3条では、奨励措置対象事業者の指定を定め、第1項で指定の条件として、1税目につき毎年度1億円以上の納付が見込まれるもの、市内で継続した事業活動が見込まれるものと定め、第2項では、あらかじめ市長へ申請することを、第3項では、市長は指定に当たっては、専門的知識を有する者の意見を聞くことができるとしております。

第4条では、奨励措置の内容として、第1項で、奨励金を交付する期間を5年間とし、第2項で奨励金の交付金額の限度を3億円とし、またその算定方法を定めております。

第5条は、奨励金の交付を受けようとするときは、交付申請することを、第6条では、交付決定に際し、奨励金を交付の可否と条件を付することを定めております。

第7条では、奨励金の交付する旨の決定に基づく請求及び交付について、第8条では、申請事項の変更が生じたときの届け出を定めております。

第9条では、事業報告書の提出を、第10条では、指定及び交付決定の取り消しについて定めております。

第11条では、交付決定を取り消した場合の奨励金の返還、返還がない場合の延滞金を定めております。

第12条では、必要に応じて調査を行い、報告を求めることができることを、第13条では、委任として条例の施行に伴う必要事項を規則で定めることを規定いたしております。

附則といたしましては、この条例の施行期日は、平成18年4月1日から施行といたしております。

以上、提案内容の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅委員 では、1点質問をさせていただきます。

まず、第2条第2号のところ、事業者の規定に法人及び個人という表現がございます。そして、第10条第4号で、交付決定の取り消しの点が定められておりますが、こちら第4号には市税、その他の市の歳入を滞納したときとございます。これは、法人と個人が対象になっておるものと解釈いたしますが、例えば法人の代表者がこの第4号に該当するというケースはいかがお考えでしょうか。想定されているかどうか、お示してください。

○山本善信委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 滞納した場合は、交付決定の取り消しをするということで、第2条の事業者の法人及び個人ということで、法人というのは事業を営むものの法人という人格をあらわしていますので、法人と個人とは個別に仕分けております。法人の代表者というのはあくまでも私人でございますので、この場合、委員がおっしゃいましたケースですと、仮に法人としては完納しているということであれば、この奨励金の対象になります。そのように考えております。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 理解いたしました。

そのケースですと、この指定取り消しの趣旨と若干そごが発生しようかと思っておりますので、代表者のそういった行為につきましても厳しい見解をとられた方がよ

ろしいかと存じますので、ご一考願います。

○山本善信委員長 今のことにしてもう少し具体的にきちっと答弁してもらった方がいいと思います。

有山課長。

○有山政策推進課長 具体的に例を挙げて申します。

法人として、法人市民税、あるいは固定資産税を完納している。ただ、代表者である方が例えば軽自動車税1,000円未納であると。それをもって奨励金を交付しないということにはならない。代表者と法人が課税をされているものとは別のものであるというふうに解釈をしていただきたらと思っております。

それと、ただ、実際に12条の方で必要に応じて調査を行い、報告を求められることができるとしていますので、過度にそういう個人で代表者が未納をしているというようなケースについては、この12条による調査及び報告ということで、それを求めるということ、対応としてできるというふうに解釈をいたしております。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 ご質問の第2条で、この指定業者、これについては法人と個人と両方について指定事業者になれると。今おっしゃった法人が指定事業者になって、その法人の代表が滞納した場合、もう少し厳しくやらなきゃならないのではないかとございしますが、この法人の代表者は、第2条の法人及び個人の個人には入りませんので、その法人として責任ということになりますと、ただちに代表者だけではなしに、いろいろ役員の方もおられますから、全体の責任でございしますから、その代表者だけに責めを負わせるということではなしに、その

法人格を持った会社そのものが滞納したかどうかということでございしますので、よろしくご理解願います。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 ご答弁ありがとうございます。

ただいまの説明で、おおむねは理解しました。12条でそういった包括的な運用ができるのご指摘でございしますので、ご答弁のとおり適切な運用がなされることを要望いたします。

○山本善信委員長 ほかに。野口委員。

○野口委員 本会議での代表質問などでも、事前のいろいろお話の中でも、なぜ摂津市が企業誘致条例を提案するのかという背景についてお話がありましたので、きょうはそのことを前提として、このたばこ小売販売業者が摂津に進出をしていきたいということに関連して、その必要性から企業誘致条例を制定をしようということだということを前提にして、質疑をしたいと思うんです。

まず最初に、この話が入ったときに、こんなうまい話が世の中にあるのかなという率直に思ったわけです。行政もそうかもしれません。今日まで、こういう性格の問題について、対象自治体と事業者の関係で、いろんなことがあって、今日に至っているわけですが、そういう中で、まず平成16年度にその辺の歴史的な背景を精査をするということで、国の方で地方税制を変えて、たばこ交付金制度がつけられました。企業側として、大阪府下で、吹田、箕面、摂津、田尻町、この4自治体が不交付団体ということで、そこをターゲットにして、企業側として費用戦略としてそういう位置づけで今回のことになったわけでありまして。まず、このたばこ交付金制度の中身について、まずご説明をいただきたいと思い

ます。

2つ目は、こうしたうまい話と、本来の税金にかかわる関連の法律、例えば地方財政法との関係や地方自治法との関係で、この問題を本来的にどういうふうにか考えるべきかということです。資料をお持ちかと思いますが、昭和43年の名古屋地裁におけるたばこ売上助成金事件の判決では、こうした奨励金をたばこ業者に交付することは違憲だという判決が下されて、その後いろいろこういうたばこ販売業者の特権的なものもあるのですけれども、いろいろ修正も重ねながら、先ほど申し上げた、たばこ交付金制度がつくられて、その自治体としてのたばこ税の3倍まではオーケーですよということで、今日に至っているわけですが、本質的にこの地方自治法や地方財政の関係で、こういう税金について、どう見たらいいのか、これが2点目です。

3点目は、条例にかかわる問題で、先ほど公室長から説明がありましたけれども、第3条の事業者の指定の関係で、1項の1税目につき1億円の税金と書いていますけれども、毎年1億円の税金の内訳と申しますか、例えば法人税だとか、たばこ税もあると思いますけれども、この1税目とおっしゃっていますけれども、1億円の内訳、例えば法人税、固定資産税とか、個人市民税とかいろいろあると思いますけれども、どう見たらいいのか。

条例上の2つ目は、事業者が市内で継続した事業活動ということで、こういう文言があります。事前の説明では、約5年間という話がありましたけれども、条例上も規則上も期間について何も触れていませんので、きちんとどちらかで期間について、規定すべきではないかと思えますけれども、その辺の問題です。

それと施行規則の第3条、この事前の

説明では、指定申請があった場合の可否を決定するときに、専門的知識を有する者の意見を聞いた上で可否を決定しますということになってはいますが、従前の説明ではそのための審査会などを設けるという話がありました。多分、要綱だと思えますけれども、条例案と規則案にはその部分が文言がないわけです。要綱だと思えますけれども、きちっと少なくとも条例だとか、そういう規則などできちんと条文としてするべきだと思えますけれども、以上、そういう問題についてご答弁を求めます。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 前段の前提でありませぬ、たばこ販売の事業者が来ることを想定して、この条例をとということでございませぬが、我々といたしましては、他市の例としてこういう企業誘致条例でたばこ販売業者が申請をされたということは承知はしておりますが、そのためにこの条例をつくったということではなしに、条例に書いておりますように、卸売、小売業者等の企業誘致ということで考えております。例えば、通販の大量販売をしている会社の本社が来るとか、あるいはその他いろいろ物販関係の本社が来るとなれば、この企業誘致条例等で、この条件が整えば奨励金を出すということを考えております。

それと、あと判決云々のことではございませぬが、なるほど昭和43年にそういう判決がございましたが、これがたまたま、たばこ販売業者に対する判決ではございませぬが、こういう地方自治体が行う企業誘致でさまざまな判例が出ております。企業誘致、工業団地の誘致とか、それらの中での1つではございませぬが、そこで違憲判決もあるし、合憲判決もございませぬ。

ただ、この昭和43年のこの判決で

ざいますが、今から40年ほど前の判決でございます、そのときの社会情勢と今日の社会情勢が違いますし、それとどうもこの判決の受けた自治体においては、条例も何もつくりずにして、この奨励金を交付したということもあろうかというふうに思っております。

それと、地方財政との関係で、我々認識いたしておりますのは、税の還流というのですか、そういうことについては避けなければならないということで、新たな奨励金という形で、我々はこの条例をつくってまいったわけでございます。

それと、あともう一点でございますが、期間の5年間を明示していないということでございますが、第4条の奨励措置の内容のところ、当該指定を受けた日の属する年度から起算して5年間について、予算の範囲内で奨励金を交付するということでございますので、ここで5年間という一応期間を定めているところでございます。

その他については、担当課の方からお答えさせていただきます。

○山本善信委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 一番最後の審査会を条例でなく要綱で定めるということでございますが、本市の場合、条例で審査会設置を定めているという形ではなくて、このように要綱で定めているものが多くあります。それに準じたということでございます。

それと、1税目以上の内訳というのは、一応普通税ということで、第2条2項の方に規定をさせていただいているということで、これのそれぞれについて、1億以上を超えている場合、奨励金を交付するということでございます。3条の1、それについて、1億円以上の納付を1税目でもその分が超えておれば、それが一

応対象になるということでございます。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 最初のたばこ交付金制度についても、きちっと説明いただきたかったですけれども、公室長の答弁の前提が、それだけはないですよという前提の答弁なので、そういうことかなと受けとめておりますけれども。

まず、地方自治法や地方財政法の関係で、どう見たらいいのかということについて、先ほど余り答弁がなかったんですけども、名古屋地裁から40年近くたっています。公室長は条例もなかったということで、そう受けとめも紹介されているんですけども、条例があるなし関係なくて、いわゆるこういう税金の還流についてどう見るかというのが地方税法、地方自治法にあるわけで、そこから見てどうなのかということもきちんと見る必要があるのではないかとということであります。

私の方は、いろんな企業対象だと公室長おっしゃっているんですけども、たばこの小売販売業を対象にしたということで、その関係でこういう法律との関係どうなのかということなので、そういう趣旨で受けとめていただいてご答弁お願いしたいと。

例えば、地方財政法の第2条、地方財政運営の基本というところにこういう文章があります。地方公共団体は、この財政の健全な運用に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政もしくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならないというのが第2条であります。

こういう奨励金など、税金の還流の問題について、地方自治法の寄附また補助、第232条2に書かれています。普通地方公共団体は、その公益上、必要がある

場合においては寄附または補助をすることができるという点で、2つの法律の関係で言いますと、今回の摂津としてそういうことを受け入れる場合に、きちっと整理をしておく必要があるのではないかと。

確かに、以前からいろんな物議を醸した問題で、2年前に地方税法の改正でたばこ交付金制度ができて、今日に至っていることはわかっていますけれども、例えば、地方財政法の第2条では、今回摂津市に自動販売機を置くことによって、事業所に認定されます。その前提として、この税金が入ってくるわけでありましてけれども、ということはその分が他市に従前あった自治体がそこの利益がなくなってくるわけですから、そういう単純な比較で見ればその財政上、従前にあった自治体に対して影響を及ぼしているということに、1つはなりますし、こうした奨励金を出すことについて、地方自治法の第232条2で、公益上必要があるのかどうかという判断が当然あるかと思うんですけれども、その2つの問題について、どう受けとめられるのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

次に、1税目1億円の問題ですけれども、摂津の場合、現在大手企業も進出計画を行っていますけれども、18事業所が1号法人では存在していると思いますけれども。その中で、このおっしゃっている1税目1億円以上という点で見た場合、何社ぐらいあるのか。あわせてちょっと教えていただきたいと思います。

それと、いろいろ田尻町の状況だとか、滋賀県の竜王町、栗東市、湖南市、いろいろたばこ業者が進出されて、たばこ税をめぐっていろいろ物議を醸されているところがあるんですけれども、そういう中身を聞きながら、それを受けて、その

議会でも論議をしているわけです。

それは当然、その販売額をどのぐらい見て、その中で摂津は何ぼ市たばこ税として入ってきますよと。その結果、条例を規定している3億円を限度としてお返しますよということ、そういう条例上の関係になっているんですけども、摂津の場合、その辺の金額的な問題について、どう見ているのかということが1つです。

もう一つは、いろいろ行政の受けとめも難しいかと思うんですけども、これらが制定されたとして、そういう企業が進出してくると、審査会も経て実際に自動販売機が設置されると、そういうことになっていくだろうと思いますけれども、そうした場合に、実際に市たばこ税としてお金が入った場合、そのお金の使い道について、ある面ではその用途についてきちっとわかるようにすべきではないかと、基金とは言いませんけれども、これだけ入って、その中でこういう項目で使いましたという使い方についてきちっと論議もし、そういう市民から見てわかりやすい結果をつくっていくことが大事だと思いますけれども、その点も含めてご答弁をお願いします。

○山本善信委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 地方自治法の見方ということでございますが、確かに232条2に公益に資するというのがございます。私どもの企業誘致条例の中で、目的の1に、まちづくりの推進を図り、もって市の健全な発展及び市民福祉の向上に資することを目的ということで、その目的を明記しております。

それから、地方自治法232条の2、ここのところに、私、今、持っておりますのは、ぎょうせいが出しております地方自治小六法、地方自治制度研究会監修の分でございますが、ここの解説のここ

ろに、公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるというふうな解説になっておりますので、これはその時々判断を、私どもは条例に基づいてこれは公益があるというふうに判断をしておりますが、法律的にはそういうふうに、長及び議会が判断するというふうな形になっております。

それから、地方財政法第2条ということで、地方公共団体はその財政の健全な運営に努めということで、一節を紹介をいただきましたが、今、企業誘致の条例に関しましては、従前、工業用地を造成して、何々工業団地あるいは何々テクノポリスというような行政で造成をし、そこに工業用水を確保するといったような誘致の施策をとってこられましたけれども、例えば、シャープが主力の三重県亀山工場に2,000億円を追加投資した液晶パネルの生産を向上させるといった施策や、あるいは3月6日の日本経済新聞の朝刊に載っておりましたが、東芝が三重県の四日市に5,000億円の追加投資を行うといった、この三重県の企業立地促進条例では、補助金の交付、資金の融通に関する措置、情報の提供、市町村との連携の上、その基盤整備を行うということで、今までの工業用地を造成するといった考え方より、さらに踏み込んだものになっております。

また、最近では、これは横浜なんです、みなとみらい21などの、そういうのを対象にした横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例でありますとか、松下電器のプラズマテレビの工場1,800億円を投入して話題となりました、尼崎市の企業立地促進条例などでは、不均一課税といった考え方が出ております。

従前は、税を減免するという形で、税

をまけるというような感じの企業誘致の施策だったんですが、そうではなくてはじめてから課税をしない。不均一課税で進出した企業には特典として税を課さない。もちろん全額を課さないということではないのですが、そういったような企業誘致に対する税の考え方が変わってきております。

従前、公平に課税するといった観点から、税というものは公平、中立、簡素というのが基本となっておりますが、むしろそれよりも企業を優遇するといったような、企業誘致のためにそういうのは優遇するといったような考え方で企業誘致に優先的に取り組む自治体があらわれているというのが、そこで言う地方財政法との絡みで言うと、最近の流れであるというふうに考えております。

それから、1税目で1億以上を超える本市の会社、法人ですが、固定資産税の方では、1億以上は6社ございます。それから、法人市民税は、これは16年4から17年3月の1か年間の間で調定されたもので見ますと3社でございます。

それと、使い方ということで、それは公室長の方から答弁をさせていただきます。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 冒頭でおっしゃいました、こういうたばこの販売、他の地方公共団体と著しく公平性に欠いているのではないかとということでございますが、一応たばこ販売を前提ということでのご質問でございますが、そもそもこれは、それぞれの自治体が企業誘致をして、そのたばこ販売が来なくても、そのたばこ販売の営業所があれば、そこから出荷されたものにたばこ税がその自治体へ入ると。そこから全国的に販売をされますから、そもそもこのたばこ販売と、たばこ

税との関係が非常に全国の地方公共団体に公平なのかと言いますと、そうではないと。

ですから、我々ほか、他の市が設けられました企業誘致条例を設けることが、この公平さを欠くということではなく、現状、今の状態、この条例があろうとなかろうと、そういうたばこ販売とたばこ税との関係はそういう関係にございますから、他の公共団体との公平性ということについては、若干そういうご意見があるかと思いますが、これについては現状はそういう形でございます。

それと、もう一点の使い方についてでございますが、この企業誘致でさまざまな企業がもし申請され、企業の奨励金等が該当するということになりますと、それぞれの企業が1億円以上の市税、何らの税目で納めていただくと。税でございますから、これは当然一般財源でございますから、さまざまな使い方になろうかと思いますが、これをもって特定、これだけに使うとか、これに使うとか、いろいろご意見があろうかと思いますが、これについては我々といたしましては、今現在、条例の制定中でございますから、その使い方について、今のところ決定をしているものではございません。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 摂津的な行政規模で、企業は実際入ってくるかという、そういう初步的なところから切り口を持っていけば、いろいろ可能性の問題としてはあるかもわかりませんが、おっしゃった通販の会社とか、いろいろ物販の会社とかおっしゃっていますけれども、そんなに単純にならないだろうと思っていますね。

そういう関係で、たばこの場合だったら、たばこと健康問題についても、いろ

いろ物議もあるわけで、別問題としてきちっと行政として対応していくということが大事だと思いますし、今回は税金の還流、キックバックという話もありますので、そういうことからして、一般の市民が受けとめられた場合、それと関係する法律の関係はどうなのかと、きちっと整理した形で対応すべきだという立場からの質問をさせていただいております。

たばこ販売であれば、金額なかなか提示がなかったんですけども、この摂津的には、60億円の販売額になると。その22%が市たばこ税として一応入ってくるだろうと。60億に5%ですから3億円と、現状、6億数千万の市たばこ税が、摂津の収入になっていますから、その3倍ということと絡み合いながら、超えた分については都道府県には交付をするという形の中で、財政上処理されると思いますけれども、それだけ大きなお金が降って沸いてくるわけですから、気色悪いという気持ちもありますけれども、企業側の方としては先ほど申し上げた不交付団体の地域に進出して、そのことによって少しでも利益を上げていくという、企業戦略でいろいろめぐらせてきているわけですから、それはそれとしてきちっとやっぱりそういう財政でありますから、活用について市民的に見ても一般財源であったとしても、ちゃんとした対応が私は必要じゃないかなと思っています。

今は条例の提案ですから、そこまで考えられないということでもありますけれども、ぜひそういう方向で、入ってきた税収についての使い道については、きちっと精査もし、目に見える形にさせていただきたいということで強く要望しておきたいと思います。

先ほど、現在市内での1税目1億円以上の税金を納めている企業が、固定資産

税6社、法人市民税で3社ということでもありますけれども、どこでも新たに進出する企業を対象として、企業誘致条例がつけられていますけれども、いろいろ過去、今日までいろんな形で市内で営業されて、長い間税金も納めていただいているという、そういうところについて、整合性も当然いろんな形での行政施策として検討に値するということがありますので、この際、そういう問題についても問題意識を持って、一度検討をお願いしたいと思います。

もう一つ、最後に活用問題に関連してですけれども、例えば、きのう論議でも申し上げましたけれども、市民の暮らしを守るために活用するという手も1つあるわけで、今の財政状況の中で財政に貢献する使い方もあるかと思えますし、その中で公共料金の値上げを抑えるために使うとか、いろんな形で使い方ありますので、改めてわかる使い方、そして今の市民の暮らしを守る使い方、こういう面で、ぜひ活用法については明らかにわかるように、進めていただきたいということをお願いを終わります。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。

森西委員。

○森西委員 先ほどからもいろいろと答弁を聞いておるんですけれども、まず、工業団地等、今までそういうふうな形での誘致をされてきたと、各市町村は。そうではなく、この条例でもってというようなことなんですけれども、この工業団地であれば、外から見て企業が団地をつくっているというふうなことで、誘致をしているという部分が見えると思うんですけれども、条例でありますと、それが見えないと。そういうふうになりますと、各企業に対して、企業誘致という部分をどのように見せていくのか、一般的、多く

の企業に知らせていくのかという部分をお聞かせいただけますか。

それと、現在、摂津市内の企業で、1税目が固定資産税で1億円以上が6社と、それで法人市民税で3社ということでもありますけれども、今、たばこの企業というのがお話にありましたが、新しく入ってこなければ、結局その企業が企業誘致で申請をされると、歳入が減になるのか、歳出で出ていくのかですけれども、今の財政状況にとって、新しく入ってこなければ、既存の摂津市内の企業さんが申請をされると少なくなるわけですね。そうではなく、新しく入ってくる見込みというか、そういうふうな企業がないと歳入といいますか、摂津市にとって税として歳入が実質少なくなっていくわけなんですけれども、今たばこの企業のお話がありましたけれども、18年の4月1日に施行ですけれども、18年度中にその企業が入ってこられるという見込みがあるのか、そうでなければ、その既存の企業が18年4月1日に施行されるわけですから、18年度中に申請をされると、この今の厳しい財政状況の中で、減というような形になっていくわけですね。そういうふうなところをどのように考えておられるのか、お聞かせいただけますか。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 1点目の工業団地等が外から見えるということですが、企業団地、工業団地ですね。そういうことの誘致条例となりますと、それぞれ各自自治体で臨海で市の所有の土地を持っているとか、何らかの市が用意がある場合、そういう企業誘致、工業団地の誘致はできますが、本市の場合、そういう大々的な大きな土地はございませんし、そういう誘致をしても、それぞれ民間の土地

を利用してやってくださいよということでは、企業誘致ということになるかどうかということもありますので、今回、卸売あるいは小売業の物販に限らせていただいたわけでございます。

将来的には、これは吹田操車場跡地とか、あるいは南千里丘におけるいろんな展開等もあろうかと思いますが、それは推測の域を脱しませんので、今回はそういうことを想定せずに、物販ということで条例を上げさせていただきました。

それで、この条例は、新しく進出してきた企業に、あるいは個人に対してでございますので、既存の市内で展開しております事業所、個人については適用をいたしません。したがって、歳入が少なくなるということはないということでございます。

それと、市内企業とのバランスの問題でございますが、この企業誘致を先ほども答弁させていただいたのは、5年間に限るというのは、そういうこれを長年をやりますと、既存の企業の方とのバランスを欠きますから、言い方がよくないかどうかわかりませんが、呼び水ということで、5年間ということで企業誘致をさせていただいております。そういうところでバランスをとるということでございます。

○山本善信委員長 森西委員。

○森西委員 よくわかりました。先ほど、企業にどのように知らせるとかという部分がちょっと抜けておりましたので、その分お聞かせいただけますか。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 具体的にPRの方法を今ご答弁する中身はございませんが、ただ、市内だけにPRすればいいというのではなしに、これは市外から来ていただくという条例でございますから、した

がいて、いろいろとそのPRの方法についてはまた考えていきたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 森西委員。

○森西委員 そうしましたら、摂津市に外から多くの企業が多くそのような企業が参入していただきたいという部分もありますので、そのPR、そういうふうな多くの企業にこの摂津市が企業誘致の条例をつくったというふうな部分をPRしていただけるような、何らかの方策をぜひとも考えていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。

野口委員。

○野口委員 ちょっと1点だけ確認しておきます。

指定を受けて摂津市に進出をしてきて、事業活動を展開して期間5年間に関係する話ですけども、途中2年ないし3年間で撤退したいという場合に、どういう対応になるのか、確認だけしておきます。

○山本善信委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 はじめに、審査会等で市長に意見をもらうと、そのときに認定を受けるわけです。その業者がその認定をもって、資格を有しておりますので、2年とか3年で撤退するというのではありましても、対象期間で、当初の認定を受けたときには長期継続的に本市で事業を営むということで当然、その期間は税金、1億以上の税金を1税目で払っていただくわけなので、その分で奨励金というのは出しても支障はないというふうに考えております。

○山本善信委員長 ほかにありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時36分 休憩)

(午後2時37分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

議案第27号の審査を行います。

本件についても、補足説明を省略し、質疑に入ります。ありませんか。

野口委員。

○野口委員 いろいろ今日までこういう角度から、こういう問題について見直しも進めてきたという流れであります。今回、一般職の特殊勤務手当としては、全体的なこの時点での精査を行ってきたと思うんですけども、まだまだいろいろ項目もありますし、その辺の今回、こういう点を廃止、見直しを行い、これは残しましたという、その辺の基準といいですか、どう受けとめたらいいのか、そういう意味でちょっと改めてお尋ねしておきたいと思います。

○山本善信委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 まず、自動車運転業務手当も廃止していますが、この部分につきましては、実際本庁の方ではなかったんですけど、消防の方が緊急で大型自動車を運転するときと、緊急出動手当が重なっておりましたので、自動車運転者手当の方を廃止をさせていただきました。

それとか、例えば年末の前3日間と年始の後6日間について、ごみ収集の方が作業をしているときに、かなり年末年始は忙しいわけなんです。そのときに特勤手当として支給している部分がありましたので、そういう部分でありますとか、あるいは日曜日に業務があって、出勤する職場がありましたので、そういう部分については今まで特勤手当がついておりました。ただ、最近、時代の流れとともに、やっぱり日曜日に仕事をして、ほ

かの日に休みがあるのやったら何も特勤手当を出す必要ないとか、あるいは収集だけが忙しいときがあるのではなくて、一般事務でも忙しいときもあると、そういうふうなことも考慮する中で、組合と協議して、おおむね時代の流れにそぐわないものでありますとか、あるいは昔には例えば、今、技術者手当というのが出ているのですけれども、この部分につきましては昔採用の折に、技術者がなかなか市役所に来なかった。大体民間の方にみんな行ったわけです。そういうときに、採用するために、そういう手当を出して募集したという経過もありますけれども、今現在そういうことはないので、時代の流れとともに要らない手当であるということで、削ったりしております。

大体大きく分けたら、そういうような形で今回廃止をさせていただきました。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時40分 休憩)

(午後2時42分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午後2時45分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 山本善信

総務常任委員 三宅秀明